

令和 3 年 4 月 1 日 国海外第 300 号
国港総第 713 号

観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）
交付要綱

（通則）

第 1 条 観光振興事業費補助金（クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業）
(以下「補助金」という。) の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化に資する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、安全・安心かつ上質で多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の安全な寄港再開を促進することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業（以下「補助事業」という。）は、クルーズ船受入の相互理解促進、船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み、新たなクルーズ様式に沿ったフライ & クルーズの商品造成、クルーズ船の安全な寄港再開支援を行う事業をいう。

（補助対象事業等）

第 4 条 國土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(取得財産の管理等)

第9条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第10条 補助対象事業者は、取得財産について、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 大臣は前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助金の経理)

第11条 補助対象事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならぬ。

ない。

(その他)

第12条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等この要綱に定めのないものについては、「港湾関係補助金等交付規則」（昭和36年6月28日運輸省令第36号）、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和43年5月8日港管第814号）、「観光振興事業費補助金交付要綱」（令和2年11月5日国海内第171号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）及び「観光振興事業費補助金交付要領」（令和2年11月5日国海内第172号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
・クルーズ振興のための地域の協議会等※ ・地方公共団体（港務局含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ クルーズ船受入の相互理解促進 　　クルーズ旅客と受入側がともに安心できるよう実施される、以下の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・港や周遊先におけるクルーズ船寄港に対する理解促進 ・寄港地における積極的な消費環境創出 <p>例：感染症対策の理解促進のためのクルーズ船内覧会やセミナー・FAMツアーや訓練の実施、感染症対策を含め地域と連携して行うツアーメニュー造成</p> ○ 船内等で行う寄港地観光の消費喚起 　　船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組みに要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 <p>例：寄港地の食の魅力を船内で伝える取り組みの実施</p> ○ 新たなクルーズ様式に沿ったフライ&クルーズの商品造成 　　クルーズ船社、クルーズ旅客及び受入側の安全・安心を確保し、滞在促進による消費拡大に資する新たなクルーズ様式に沿った商品造成に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 <p>例：以下の要素を取り入れたクルーズの商品造成に向けた実証実験事業（モニタリングツアー）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・クルーズカードを利用した寄港地のキャッシュレス化 ・「ワーケーション」に必要な船内の環境整備等 ・感染症対策のためのアプリの活用 等 </p> 	1/2以内
・地方公共団体（港務局含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ クルーズ船の安全な寄港再開支援 　　当該港湾において、寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するための船舶航行の安全性の検証及び現地における安全性の確認に必要な経費のうち調査費、協議会運営費 <p>なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び2019年以前の3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のいずれかが10回以上の港湾」に限る</p> <p>例：船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認</p> 	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
4. ※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
 - 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）

令和 2 年 10 月 8 日 国海外第 150 号
国港総第 344 号

観光振興事業費補助金（クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業）
交付要綱

（通則）

第 1 条 観光振興事業費補助金（クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化に資する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、上質かつ多様な寄港地観光の促進及びクルーズ船の更なる寄港を促進することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、クルーズの更なる寄港促進を通じた地域活性化事業（以下「補助事業」という。）は、上質かつ多様なツアーメニューの造成、寄港地観光の満足度向上・積極的な消費環境の創出の取り組み、船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み、地方発着モデルクルーズの実施、クルーズ船の更なる大型化に対応する船舶航行安全性の検証を行う事業をいう。

（補助対象事業等）

第 4 条 國土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表に定めるものとする。

（補助金交付申請）

第 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付申請書に、補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第 6 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、交付決定通知書を補助

対象事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第7条 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

- 第8条 大臣は必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

(取得財産の管理等)

- 第9条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしなければならない。

(取得財産の処分の制限)

- 第10条 補助対象事業者は、取得財産について、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して大臣が「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 大臣は前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

(補助金の経理)

- 第11条 補助対象事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 補助対象事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項

の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 補助金交付の申請の取り下げ、補助事業の中止又は廃止、状況報告の提出、実績報告の提出、補助事業に係る残存物件の取扱等この要綱に定めのないものについては、「港湾関係補助金等交付規則」（昭和 36 年 6 月 28 日運輸省令第 36 号）、「港湾関係補助金等交付規則実施要領」（昭和 43 年 5 月 8 日港管第 814 号）、「観光振興事業費補助金交付要綱」（平成 30 年 3 月 28 日国海内第 186 号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）及び「観光振興事業費補助金交付要領」（平成 30 年 3 月 28 日国海内第 187 号他）（公共交通利用環境の革新等事業に係る部分に限る。）を準用するものとする。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 10 月 8 日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
・クルーズ振興のための地域の協議会等※ ・地方公共団体（港務局含む）	<p><上質かつ多様な寄港地観光の促進に要する経費></p> <p>○ クルーズの寄港地ツアーハウス向上 クルーズ船の寄港に伴い生じている課題等を解決するため、当該港湾や背後の観光地における、下記の企画・開発・宣伝及び実施、現地調査、アンケート調査、事業実施結果の整理・分析に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 ・上質かつ多様なツアーメニューの造成 ・寄港地観光の満足度向上・積極的な消費環境の創出の取り組み ・船内等で行う寄港地観光の消費喚起の取り組み 例：地域の特色を活かした寄港地観光のモデルツアーハウスの造成、地元商店街と連携したクルーズ旅客向けの販促活動の実施、寄港地の食の魅力を船内で伝える取り組みの実施</p> <p>○ 地方発着モデルクルーズの実施 地方来訪、滞在促進による消費拡大に資する地方発着クルーズの商品造成に向けた企画・開発・宣伝及び実施、現地調査、アンケート調査、事業実施結果の整理・分析に要する経費のうち企画運営費、調査費、プロモーション費、協議会運営費 例：クルーズ船乗下船前後の観光及び宿泊をパッケージ化したフライ＆クルーズ商品造成に向けた取り組みの実施</p>	1/2以内
・地方公共団体（港務局含む）	<p><クルーズ船の更なる寄港促進に要する経費></p> <p>○ 当該港湾において、寄港するクルーズ船の更なる大型化に対応するための船舶航行の安全性の検証に必要な経費のうち調査費、協議会運営費 なお、補助対象は、「過去最大かつ10万トン級以上のクルーズ船の寄港を検討する場合及び過去3年（2017年、2018年、2019年）の総寄港回数のいずれかが10回以上の港湾」に限る 例：船舶航行安全委員会の開催</p>	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、確定した時点で減額するものとする。
4. ※の「クルーズ振興のための地域の協議会等」とは、次の各号に掲げる者によって構成される協議会又は港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実に行うことができると認められた団体をいう。
 - 一 関係する地方公共団体（港務局を含む。）
 - 二 地方整備局及び/または地方運輸局（北海道開発局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む）
 - 三 その他クルーズ振興を通じた地域活性化の取り組みに精通する者（観光地域づくり法人（DMO）含む）